



提出 令和 7 年 5 月 28 日

## 一般質問通告書

一括方式

一問一答方式

質問 順番	12
----------	----

東海村議会議長 河野 健一様

議席番号 5 番 議員氏名 阿部 功志

質問事項 (件名)	(1) 原電の中央制御室火災について、 その後の情報は	答弁者
--------------	--------------------------------	-----

### 要旨（具体的に）

中央制御室の火災については、2度の全員協議会で原電から説明を聞いたが、未だに判然としない。これは原発の心臓部における事故であり、重大なミスであり、軽視できるものではない。

原電が有効な安全対策を整備したそばから火災が繰り返され、対策に全く効果のないことが証明された。原電の安全対策は期待できないところに来ている。

火災の報告についてその後、原電からどのような情報があったか、村としてそれをどう受け止めたかを伺う。

質問事項 (件名)	(2) 避難訓練で出た課題とその対応は	答弁者
--------------	---------------------	-----

### 要旨（具体的に）

中央制御室の火災によって原発事故の不安が高まった今、これまで数回実施した本村の避難訓練で抽出された諸課題について伺う。

- ① どのような課題が抽出されたか。
- ② それにどのような対応をしたのか。

乙 表

氏名	阿部 功志	No. 2
----	-------	-------

質問事項 (件名)	(3) 原発事故災害の前提条件として、 原発のメリット・デメリットは	答弁者
要旨（具体的に）		
<p>原子力事故災害は、自然災害とは異なり、人間が作った施設が破壊されることによって生じる災害である。原発に絞っても、原発施設がなければ起こらない災害、原発があるから起こる災害である。きっかけが地震のような自然災害であろうと、基本的に「人災」である。</p> <p>したがって、防災を検討する前に「原子力施設を稼働するメリットが、原子力事故災害で被るデメリットを大きくしのぐ」という論拠が示され、それを基に、村民との合意形成がなされることが基本条件になる。それが欠如している。</p> <p>東海第二原発の再稼働について、村にとって何がメリットで何がデメリットだと村長は捉えているか伺う。</p>		

質問事項 (件名)	(4) 被ばくしてもいいとの了承は、 村民からいつ得たのか	答弁者
要旨（具体的に）		
<p>3月議会で、事故時の被ばく線量について質問したところ、屋内退避における対策で「可能な限り住民の被ばく低減を図る」と答弁があった。</p> <p>これは「住民は一切被ばくさせない」ではなくて「ある程度の被ばくをすることを前提として、その上で被ばく量を少なくする」という意味である。</p> <p>しかし村民は「被ばくしてもいい」という了承はしていない。</p> <p>村長は村民から「被ばくしてもいい」という了承を得ているのか、了承を得たら、いつどのように得たのか確認する。</p>		

## 乙 表

氏名	阿部 功志	No. 3
----	-------	-------

質問事項 (件名)	(5) 原子力事故災害の被害想定、 災害規模予測の公表は	答弁者
--------------	---------------------------------	-----

## 要旨（具体的に）

原子力事故災害以外の全ての災害では、詳細な予測を基礎にして被害を最小限に抑え込む努力がなされている。地震や洪水災害に対する地震危険地帯の科学的予測など、被害の全貌を予測するシミュレーションを基に防災対策が組まれている。しかし原子力事故については、重大事故の被害想定・災害規模予測の結果を私たち住民は知らされない。

中途半端な事故を想定した県のシミュレーションや、課題が解決できていない村の避難計画に、住民は不安と不信感を抱いている。被害の当事者である住民に対して、基礎知識としての災害規模予測情報や被害想定を示す義務が行政にはあるのではないか。

- ① 原発事故の被害想定が公表されないこと、また住民の不信感をどのように捉えているか。
- ② 被害想定・災害規模予測の公表を国や県に求めなければならないものと考えるが、村長の考えはいかがか。必要ないとするなら、それはなぜか。

質問事項 (件名)	(6) 小中学校教職員の登下校時の交通指導 をやめては	答弁者
--------------	--------------------------------	-----

## 要旨（具体的に）

教員の働き方改革で、やめたほうがいいこととして伺う。

- ① 教職員による登下校時の交通指導の実態はどのようか。
- ② 勤務時間外の校外の交通指導は教員の業務の範疇なのか。命じる根拠は何か。
- ③ 交通指導中に児童生徒が交通事故等にあったら、指導中の教員はその監督責任を問われるのか。教員にどう指導しているか。責任の所在はどこにあるのか。
- ④ 交通指導をやめることのメリット、デメリットを伺う。